

江戸時代の上州・武州における市場争論と絵図作成

渡 邊 英 明

- I. はじめに
 - (1) 研究史
 - (2) 市場争論絵図の分析手法
- II. 絵図を伴う争論と伴わない争論
 - (1) 市場争論の諸類型と絵図作成
 - (2) 絵図を伴わない市場争論とその要因
- III. 市場争論絵図の表現内容と争点
 - (1) 市立街区を重視する市場争論絵図
 - (2) 個々の売場を重視する市場争論絵図
- IV. 市場内争論の展開と絵図作成
 - (1) 市立街区争論と売場争論
 - (2) 市場内争論における絵図作成
 - (3) 市場争論絵図と訴訟制度
 - (4) 「浦和市高見世場絵図」の描写にみる争点
- V. おわりに

I. はじめに

(1) 研究史

江戸時代の争論絵図は法制史の小早川欣吾によって早くからその特性が注目されてきた¹⁾。小早川は絵図作成を江戸時代の境界争論・水論に固有な制度的特徴として重視したのである。そして、その後の争論絵図研究は、小早川の見通しをうけ、訴訟制度との関係を主要な論点として展開した。そこでは、審議の前に原告・被告が共同で作成する立会絵図、決着後に当事者に発給される裁許絵図の2つが、江戸時代の訴訟制度の特徴を示す

史料として注目された。例えば、大国正美は立会絵図、杉本史子は裁許絵図について、作成・利用の方法を分析し、宮原一郎は立会絵図がそのまま裁許絵図に利用される例に注目して両者の関係を論じた²⁾。また、大国と歴史地理学の鳴海邦匡は、訴訟制度との関係から争論絵図の分類を行った³⁾。これらの研究は、争論絵図を通して江戸時代の訴訟制度の特質を考える視点において共通するが、個別の争論絵図における表現内容の差異への関心は相対的に小さかったように思われる⁴⁾。その背景には、争論絵図研究が訴訟制度との関係を主要な論点として展開してきたことに加え、分析に利用された争論絵図が主に境界争論絵図であったことが指摘できる⁵⁾。境界争論絵図は、境界線の墨引という表現内容において絵図相互間の共通性が高い。それゆえ、境界争論絵図を中心に議論する場合に、表現内容の差異を位置づける必要性は乏しかったと予想される。これに対し、境界線の墨引を伴わない裁許絵図の存在に着目した宮原の視点は興味深い⁶⁾。宮原は墨引の有無という表現内容の差異を、作成契機となった争論の性格との関係において考察した。そして、争論絵図が争論の内容を反映してそれぞれに特徴的な表現内容を呈すること、および争論の内容によって絵図の必要性が異なることを指摘した。すなわち、①争論絵図の表現内容と争点、②絵図を伴う争論と伴わない争論との違い、という争論絵図研究における新たな論点

キーワード：絵図作成、江戸時代、関東地方、争論、定期市

を示したものと評価できよう。このような宮原の成果をうけ、本稿では従来の訴訟制度に加え、争論内容との関係から争論絵図の考察を行いたい。争論内容と絵図の表現内容との関係が位置づけられれば、絵図の分析を通じて作成契機となった争論の内容を議論することも可能になる。

さて、近年の争論絵図研究で盛んに用いられた境界争論絵図は、絵図相互間の表現上の共通点が大きいという特色があった。また、宮原が分析した境界線の墨引を伴わない裁許絵図も、近世的な訴訟制度が確立する享保期(1716-35)以前に特徴的にみられ、それ以降は姿を消すという。絵図の表現内容と争点という本稿の課題に対しては、より多様な表現形態をとる争論絵図が題材として適当である。そのなかで、まず注目されるのは水論絵図であろう。小早川が指摘したように、江戸時代の争論絵図作成は、境界争論と水論の特殊の手続きとされるからである⁷⁾。水論の主な争点は、用水利用や井堰、悪水処理の方法などである。そのため、水論絵図は水路網を骨格に描かれ、境界線墨引を表現上の特徴とする境界争論絵図と異なる様相を呈する⁸⁾。だが、争論絵図に関する先行研究が境界争論を中心に展開してきたことを考えると、本稿の考察対象として、境界墨引とそれ以外の内容がともにみられる題材がより適当であると考える。そこで、本稿では市場争論における争論絵図に注目したい。内容的に多彩な市場争論を整理する作業は、早くから行われてきた(表1)。そして、市場争論絵図も境界の描写が重視されるものを含めて内容的に多様である。本稿ではこのような市場争論絵図の特性に注目し、争論内容と争論絵図との関係を位置づける方法とその有効性を模索したい。争論絵図の表現内容と争点との関係が位置づけられれば、市場争論絵図の分析を通して、作成契機となった市場争論の内容を議論することも可能になる。

なお、宮原の分析は、訴訟史料全体の中で争論絵図を位置づける視角においても注目される⁹⁾。本稿でも絵図を伴う争論と伴わない争論の違いに留意したい。それゆえ、本稿では絵図作成の有無に関係なく、市場争論全般を分析対象とする。

以上のように、本稿では争論内容に注目する立場から市場争論絵図の分析を進めるが、個々の絵図の分析に際しては訴訟制度との関係も同様に重視したい。争論絵図の場合、訴訟のどの段階で作成されたかによって作成主体や役割が異なり、取調べの段階で証拠として提出された絵図では当事者の一方の主張が反映されるし、決着段階で作成された絵図なら決定事項が表現される。それゆえに、争論絵図の表現内容に注目する本稿にあっても、訴訟過程における位置づけはやはり基本事項としておさえておく必要があると考えた。なお、鳴海は訴訟過程とともに審議担当者と絵図作成との関連も併せて検討するが、これも争論絵図を位置づける際に必要な作業であろう。争論絵図の必要性は、審議担当者が現地の状況を把握していない場合に高まると想定できるからである¹⁰⁾。こうした立場から、本稿では争論内容との関係を中心的な論点としつつ、訴訟制度との関係も同時に行いたい。

(2) 市場争論絵図の分析手法

市場争論絵図は、市町の町並を骨格として出店形態や開催日が詳細に描かれることが多く、主に江戸時代の市場研究において利用されてきた。市場研究では、市日の出店配置や取扱商品の問題が早くから分析されてきたが¹¹⁾、市場争論絵図はそれらの情報を豊かに表現する史料として注目されたのである。このような関心に基づく市場争論絵図の利用は、1950年代の矢嶋仁吉の研究において既にもみられる¹²⁾。また、和泉清司も16・17世紀の上州の定期市について、市場争論絵図を利用して出店形態や取扱商品を分析した¹³⁾。そし

て、1990年代に入ると市場景観に関する議論が活発になるとともに、それが描写される史料としての争論絵図の利用頻度は飛躍的に増した。歴史地理学では、「三斎市から六斎市、やがて常設店舗へ」という発展段階論の再検討を進めるなかで一連の市場景観研究を著した岡村治や、高見世という特徴的な出店形態を分析した鯨井紀子の成果があげられる¹⁴⁾。ただし、岡村や鯨井の研究も市日における出店形態を絵図から読み解くことが中心で、利用方法においては矢嶋や和泉と同様であった。

一方、近世史の杉森玲子は、出店形態を読み解くことを中心としつつも、絵図の作成契機となった市場争論の争点を争論絵図の表現内容から検討した¹⁵⁾。これは、作成契機との関係から市場争論絵図を位置づけた点で注目される。だが、杉森の成果も上州下室田という単一の市場争論のなかでの位置づけで、複数の市場争論絵図を比較検討する視点は有さない。

もちろん、市場争論絵図の位置づけは当該市町における関係史料との照合をもつて行うのが基本ではあるが、異なる市町で作成された市場争論絵図の相互間に認められる表現内容の類似性にも注意する必要がある。表現内容の類似性は、市場争論絵図の作成目的や用途の類似性に起因すると考えられるからである。

このような見地から、本稿では江戸時代の市場争論をめぐって作成された複数の絵図の比較検討を行いたい。それにより、市場争論絵図を位置づける際の視点が整理されるとともに、関連史料を伴わない市場争論絵図に関しても、その作成契機や用途の推定が可能になろう。かつて矢守一彦は、城下町絵図の描法を分析する意義として、作成目的や年代の不明な絵図について、描法から絵図の性格を推定できることを述べた¹⁶⁾。本稿で市場争論絵図を検討する際にも、このような矢守の意

識を継承したい。

以下では市場争論絵図の具体的な分析に移るが、まずⅡでは先行研究を踏まえつつ市場争論を内容別に整理し、絵図作成を伴う市場争論の特徴を考える。続くⅢでは市場争論絵図の表現内容と市場争論の争点との関係进行分析する。そして、Ⅳでは争論絵図の作成されることの多い市場内争論に注目し、訴訟制度との関係も合わせて考察したい。この一連の検討を通して、市場争論絵図の表現内容と争点との関係を把握することが可能になろう。なお、対象地域には関東地方のうち上州・武州を取り上げる(図1)。この地域は、江戸時代の市場関係史料が豊富であり、市場争論絵図を利用した先行研究の蓄積もあるため、本稿における対象地域としても適当であると考えた。



図1 対象地域

※図中の番号は表4と対応

II. 絵図を伴う争論と伴わない争論

(1) 市場争論の諸類型と絵図作成

市場争論の先行研究は少なくないが、その多くは特定の市場争論を取り上げたものである¹⁷⁾。そのなかで、農業経済学の桑原正信と近世史の伊藤好一は複数の市場争論を整理した点で注目される(表1)¹⁸⁾。

桑原は越後国における8件の市場争論を「市場新設に対する既設市場の反対抗争」と「既設市場と隣接村落との抗争」の2つに分けて考察した¹⁹⁾。前者は既存市町以外での新規市立²⁰⁾、後者は市場の範囲外(町外の村方など)での売買が問題とされた争論で²¹⁾、以下本稿ではそれぞれ「新規市立争論」、「市場外争論」と呼ぶ。また、伊藤は市場争論を「市日争論」と「町場争論」とに整理した²²⁾。市日争論は既存市場間の市日をめぐるといふ中心だが、新市と既設市場の市日が重なった場合の一部の新規市立争論も含まれる。町場争論に関しては、市場外での取引が問題となった1735年(享保20)の野州栃木町と、市町内で起こった1718年(享保3)の武州新町の2つを事例にあげている。前者は市場外争論と言えるが、後者は市町内部での争いであり同じ町場争論でも性格が異なる。本稿では武州新町のような市町内部での争いを「市場内争論」と呼び、市場外争論と区別したい。

複数の市場争論を分類して論じる研究は伊藤以降みられなくなるが、近年では『群馬県史』が、①「中之条と原町の市紛争」、②「新

規市立て紛争」、③「市町内部の紛争」、という3項目に市場争論を整理する²³⁾。①は隣接市町間の市日をめぐるといふ争いなので市日争論に相当し、②はその名の通り新規市立争論に該当する。そして、③は市場内争論と市場外争論の両者を含み、伊藤のいう「町場争論」に相当する。

先行研究が取り上げてきた市場争論は、以上から「市日争論」・「新規市立争論」・「市場外争論」・「市場内争論」の4つに分けられる(表1)。このなかで、市日争論と新規市立争論はいずれもある市場と他の市場との争いであり、「市場間争論」として一括できる。次に、市場外争論は、市町の隣接村落での商取引をめぐるといふ争論で、市町外部との争いという点では市場間争論と同様である。ただし、隣接村にまで拡張した町並での商業行為が問題化した事例も多く、市場内争論に類似した側面もみられる²⁴⁾。そして、市場内争論は市場内部で完結する争いである。

市町内で完結する争論であるか否かは、審議を行う機関と密接に関係する。関東地方は所領錯綜地域で、隣接する市町や市場外の村方は、それぞれ領主を異にする場合が多かった。市場間争論や市場外争論は個別領主の領内で完結しないことが多く、その場合は幕府評定所が審議を担当した²⁵⁾。一方、市場内争論は、相給支配の場合もあるが単独支配であることが多く、その場合、審議は個別領主が担った²⁶⁾(表2・表3)。

表4は、江戸時代の上州・武州で作成され

表1 先行研究における市場争論の類型

桑原(1943)	伊藤(1967)	『群馬県史』(1991)	本稿での分類名
—	市日争論	中之条と原町の市紛争	市日争論
市場新設に対する既設市場の反対抗争	—	新規市立て紛争	新規市立争論
既設市場と隣接村落との抗争	町場争論	市町内部の紛争	市場外争論
—			市場内争論

出典：注18)①71～98頁。注11)③63～80頁。注23)524～534頁。

表2 市場争論の類別と絵図作成

争論類型	件数(※1)	絵図(※2)	審議者(確認できるもののみ)※3
市場間争論	市日争論	7	0
	新規市立争論	28	0(+1)
市場外争論	12	0	評定所 2, 幕府代官所 1, 道中奉行 1 評定所10, 幕府代官所 4, 道中奉行 1
市場内争論	市立街区争論	13	1(+1)
	売場争論	9	3(+1)

※1: 市場争論の件数は表3を参照。

※2: 絵図が所在不明の場合は(+1)と表記。

※3: 審議担当者が確認できないのは、訴状等に宛先が記されない場合が主である。

表3 江戸時代の上州・武州における市場争論

年代	係争地(支配)	出典	年代	係争地(支配)	出典
◆市日争論					
1673	青梅・新町(幕領)	注11)③	1827	中之条(清水家)・原町(沼津藩)	『中之条』資, 658
1653	今市・玉川(幕領)	『越生』近史, 391-393	1830	青梅・新町(田安家)	『青梅』上, 893
1683	中之条・原町(幕領)	『群馬県』資11, 507	1835	青梅・新町(田安家)	『青梅』上, 895-899
			1841	中之条(清水家)・原町(幕&旗)	『中之条』2, 1002-1015
◆新規市立争論					
1609	大間々・上桐原(伊勢崎藩)	『大間々』別2, 656	1754	大原本町(幕領)・大間々(前橋)	『大間々』別2, 661-663
1644	大間々・上桐原(伊勢崎藩)	『大間々』別2, 656-657	1760	下室田(旗4給)・神山(上里見藩)	『群馬』資10, 674-678
1653	伊奈・五日市(幕領)	『五日市』356-357	1778	寄居(旗本6給)・鉢形(幕&旗)	『寄居』近世, 470-473
1666	藤岡(前橋藩)・吉井(吉井藩)	『吉井』567-568	1781	小川(旗本領)・鉢形(幕&旗)	『東秩父』114-115
1678	伊奈・五日市(幕領)	『五日市』360-361	1785	本宿・市野萱(幕領)	『群馬』資9, 624-626
1710	鬼石・渡瀬(幕領)	『神川』資, 177-178	"	下仁田・本宿(幕領)	神戸金貴家文書1676
1725	伊奈・五日市(幕領)	『五日市』362-363	1797	本宿・市野萱(幕領)	『群馬』資9, 631-632
1727	小川(旗本領)・安戸(幕&旗)	『小川』資5, 106-109	1799	境(伊勢崎藩)・堀下(旗本領)	『群馬』資14, 520-527
1728	境(伊勢)・太田・世良田(幕領)	『境』3, 345-347	1808	大宮郷(忍藩)・下吉田(幕領)	『吉田』248-252
1733	木崎(旗本領)・世良田(幕領)	『境』3, 352	1823	松山(久留里藩)・久保田(佐倉藩)	『東松山』資3, 242-243
"	境(伊勢崎藩)・世良田(幕領)	『境』3, 353-355	"	深谷(幕領)・中瀬(幕&旗)	注17)①
"	太田(幕領)・小泉(館林藩)	『大泉』下, 524-525	1824	藤岡(旗本領)・吉井(吉井藩)	『吉井』589-591
1741	浦和・蕨(幕領)	『浦和』3, 347-349	"	桐生(松山藩)・新宿(旗本領)	『群馬』資15, 638-639
1754	川井(前橋藩)・玉村(幕&旗)	『群馬』資14, 519-520	1825	本野上(請西藩)・皆野(忍藩)	※1
◆市場外争論					
1653	小川(幕領)・大塚(幕領)	『小川』資5, 96	1766	渋川(幕&旗&寺)	『渋川』5, 665-667
1715	渋川(幕&旗&寺)	『渋川』5, 659-663	1788	小川(旗本領)・大塚(旗本領)	『小川』資5, 96-103
1741	渋川(幕&旗&寺)	『渋川』5, 663-664	1803	五日市(幕領)	『五日市』418-425
1745	原町(幕領)	『群馬』資11, 512-513	1832	熊谷(忍藩領)	『埼玉』資16, 579-586
1746	渋川(幕&旗&寺)	『渋川』5, 664	1847	渋川(幕&旗&寺)	『渋川』5, 667-668
1751	児玉(旗本4給)・八幡山(旗本)	『児玉』近世, 490-493	1851	児玉(旗本4給)・八幡山(旗本領)	『児玉』近世, 490-493
◆市立街区争論					
1681	中之条(沼田藩)	『群馬』資11, 506-507	1767	白井(幕領)	『群馬』資13, 511
1686	与野(幕&旗)	『与野』中近, 867-869	1770	総社(前橋藩)	『前橋』6, 813-815
"	中之条(幕領)	『群馬』資11, 507-509	"	飯能(久留里藩)	『飯能』資X, 65
1706	中之条(幕領)	『群馬』資11, 509	1780	飯能(久留里藩)	『飯能』資X, 65-68
1709	熊谷(忍藩)	注31)	1788	藤岡(旗本領)	『藤岡』資近世, 692-696
1735	小川(旗本領)	『小川』資5, 113-122	1818	富岡(旗&寺)	『富岡史』497-503
◆売場争論					
1643	小鹿野(幕領)	『埼玉』資16, 730-731	1813	小川(旗本領)	『小川』資5, 113-122
1654	渋川(安中藩)	『渋川』5, 659-660	1816	今市(久留里藩)	『越生』近世, 394-397
1670	下室田(旗本領)	『群馬』資10, 441-442	1818	伊奈(田安家)	『五日市』413
1794	飯能(久留里藩)	注50)	1832	熊谷(忍藩領)	『埼玉』資16, 579-586
			1834	今市(久留里藩)	『越生』近世, 398

出典の欄、自治体史は『中之条町誌』→『中之条』などと略記する。資料編は資と略す。城下町・陣屋町の市は市場間争論に限り取り上げる。1832年の熊谷は市場外争論と売場争論の両方にカウント。ゴシックは絵図を伴う争論。

※1 柿原謙一編『秩父地域絹織物史料集』、埼玉新聞社、1995、221~222頁。

表4 江戸時代の上州・武州における市場争論絵図

No	年代	絵図名と寸法(cm)	係争地(支配)	争論類型	絵図類別	市立街区記載	商品別売場	所蔵or出典
1	1670 (推定)	室田宿絵図 45×290	下室田 (旗本領)	売場争論	不詳(決着内容を表現か)	無	路上	注38)
2	1697	浦和市高見世場絵図 30×(89+45)	浦和 (幕領)	市立街区争論 +売場争論?	立会絵図	有	路上	注60)
3	1709	宝永年中市場一件書類并見 世割図面写 (所在不明)	熊谷 (忍藩領)	市立街区争論	不詳(決着内容を表現か)	有	屋敷内	注31)
4	1735	小川村市出入絵図 91×277	小川 (旗本領)	市立街区争論	自分絵図	有	屋敷内	注32)
5	1785	本宿・市野萱市出入絵図(仮称) (未発見)	本宿・市野萱 (幕領)	新規市立争論	自分絵図	不明	不明	注27)
6	1795	飯能市出入立会絵図(仮称) (未発見)	飯能・久下分 (久留里藩領)	売場争論	立会絵図	不明	不明	注50)
7	1805	飯能市出入見分絵図(仮称) (未発見)	飯能・久下分 (久留里藩領)	売場争論	論所見分絵図	不明	不明	注50)
8	1813	小川村市出入内済立会絵図 73×223	小川 (旗本領)	売場争論	立会絵図	無	路上	注41)
9	1817 (推定)	今市町上町絵図面 33×141	今市 (久留里藩領)	売場争論	不詳	無	無	注48)

※No.2の寸法は中欠のため。また、No.5・6・7は文書中に絵図作成が記録されるのみ。

た市場争論絵図の一覧である。絵図本体が現存しなくとも、争論史料中に絵図を作成したことが記録される場合等はこれに含めた。これまでに、絵図本体が現存するものが5点、および他の記録から絵図作成が知られるものが4点の計9点が確認できた。この9点のうち、8点は市場内争論で作成され、それ以外には1785年の本宿・市野萱の新規市立争論で1点が確認できるのみである(表2)。このことは、市場争論絵図を検討する際に、市場内争論が重要であることを示唆する。

(2) 絵図を伴わない市場争論とその要因

市場争論絵図の具体的検討に移る前に、まず絵図を伴わない市場争論について整理する。

市場間争論は対象地域で37件確認できたが、絵図の作成は、1785年(天明5)の本宿と市野萱との間で発生した新規市立争論の1件が認められるに過ぎない(表4のNo.5)²⁷⁾。これは、市野萱新市の差止をめぐる争論で、絵図自体は現時点で確認できていない。だ

が、関連文書において、最寄絵図の提出が両市町に求められたことが記される。江戸時代には定期市の新設が厳重に規制されたが、既存市町への影響が小さく、かつ周辺地域における必要性が高い場合は認可されることもあった²⁸⁾。つまり、この絵図は市野萱新市の妥当性を審議するために提出が指示されたとみられる。市町の近隣地域を描いた絵図は、定期市の新設や再興を領主に依頼する際にも提出された例を確認できる²⁹⁾。なお、このような絵図は、同じ市場間争論であっても、市日争論では不必要であったと思われる。市日争論は、市を開催すること自体の妥当性が争われた訳ではなく、両市の存続を前提に裁判が進んだからである。このように、市場間争論が絵図作成を伴うことは稀だが、一部の新規市立争論で当事者となった市町の近隣地域の絵図を伴う例もみられる。

次に、市場外争論は6町で12件が確認できたが、絵図は見出せない。市場外争論の原因は市場外での商行為であり、それ自体が規制

されるべき内容であった。ただし、後述する市場内争論の事例を考えると、市場内外の境界が問題化した場合は、絵図が作成された可能性も残される。

以上のように、市場間争論や市場外争論に伴う絵図の存在が確認できない理由は、絵図に表現するような争点が生じ難く、絵図作成が求められなかったためと考えられる。市場間争論は新市や市日の問題、市場外争論は市場外での商取引の問題であり、いずれも市を立てられる場としての狭義の「市場」が問題となった訳ではない。それゆえ、市場の様子を描いた争論絵図も、必要性が乏しかった。したがって、以下では、争論絵図の作成を特徴とする市場内争論に論点を絞って検討を進める。

Ⅲ. 市場争論絵図の表現内容と争点

市場内争論で作成された絵図は、表現内容の特徴から2つのグループに分けられる。第1グループは、市場内での市日巡回をめぐる街区の範囲・境界の表現を特徴とする。江戸時代の関東では、多くの市町が街区を区分して市日を巡回させたが、以下ではそのような市日巡回の単位となる街区を「市立街区」と呼ぶ³⁰⁾。また、第2グループの市場争論絵図は、市場内での個々の売場を詳細に表現したものである。表4をみると、No.3・4は第1グループ、No.1・8・9は第2グループに該当する。

(1) 市立街区を重視する市場争論絵図

a. 1709年(宝永6)頃「宝永年中市場一件書類并見世割図面写」

熊谷は1633年(寛永10)から忍藩領で、中山道の宿場町であるとともに、市町でもあった。この絵図は1709年(宝永6)の市場争論に関する書留に、一連の文書とともに記録されたものである。ただし、原本は所在不明のため、現在では野口泰助によるモノクロの模

式図に頼るほかない³¹⁾。そのため、絵図の寸法や彩色は不明である。また、作成者や宛先も記されない。

さて、野口の模式図は、宿の両端にある木戸までが描写範囲で、横方向に長い絵図である。主軸街路の両側に132軒の屋敷が立ち並ぶ様子が描かれる。個々の屋敷には屋敷主に加え、絹・古着・茶などの商品名が記されるが、常設店舗としての営業種目か、市日の取扱商品かは判然としない。本図の作成契機となった市場争論では、市場の場末で出店が減少して困るとの訴えから争論が開始されるが、宿内での調査の過程で町並の中心に位置する高札場付近の居住者7名が上町・下町のいずれに属するか不明確であるという問題が浮上する。7名の屋敷は高札場より下町側にあり、高札場を上下の境と認識する彼らは、下市の市日に商人を差配していた。だが、宿役人側はこれと異なり、7名は上町に帰属すると認識していた。本図では、ここで問題となった上下の市の境界が重点的に描かれる。すなわち、上町では「是より上町貳町四拾四間家数六拾軒」、下町では「是より下町貳町五拾三間家数六拾八軒」と往還上に町並の長さや屋敷数が記され、また、7名のなかで最も下木戸側に居住する小兵衛と孫兵衛の屋敷角には「是より下町」という記載がみられる。上市・下市双方の町並総延長、および上下の境界の表現は、いずれも境界に関する争点と関連したものである。

b. 1735年(享保20)「小川村市出入絵図」

本図は1735年(享保20)の市場争論の際に作成された絵図で、東西に走る主軸街路の両側に屋敷が立ち並ぶ様子が示される(図2)³²⁾。南を上を描かれ、道が赤色、水が青色に彩色される。個々の屋敷には住人名と間口が記され、借家人³³⁾の場合はその旨も明記される。本絵図には宛先が記されないが、小川上町訴訟人の連名があり、訴訟人(原告)側が作成したことが知られる。

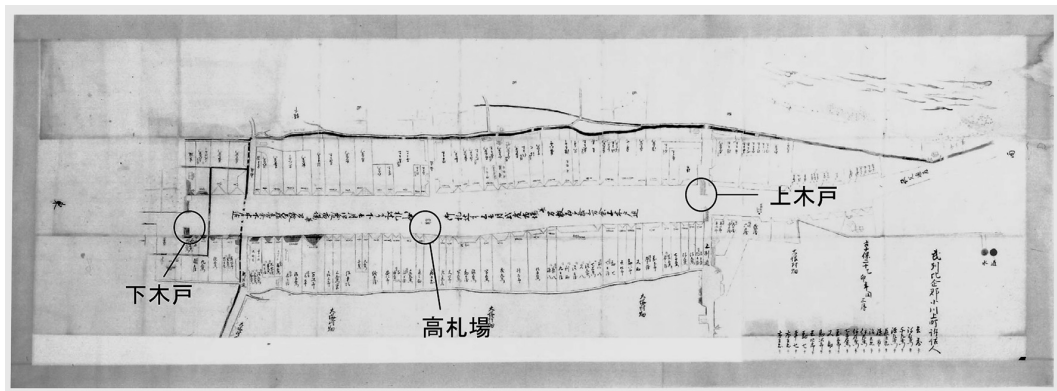


図2 1735年(享保20)「小川村市出入絵図」(No.4)

注：上木戸・下木戸・高札場の位置は筆者加筆。

埼玉県立文書館蔵・荒井(精)家文書。小川町教育委員会提供。

この争論の直接的な関係史料は本図以外に見出せないが、同じ小川町で1813年(文化10)に起こった市場争論の関連史料から、間接的に1735年(享保20)の市場争論の内容が窺える³⁴⁾。

既二享保年中、上・下市場出入有之候節
 訴答より市場仕来書・絵図面等差上ケ、
 御吟味之上仕来定式通御裁許被仰付、尚
 又其後及出入候儀も有之候得共、先規仕
 来通可相守筈にて内済仕(下線筆者)

すなわち、享保期の市場争論は、小川町内の上市・下市間の争いで、その取調べの際に市場仕来書と絵図が提出されたことが知られる。また、絵図中の「小川上町訴訟人」という記載から、上町側が訴訟人(原告)で下町側が相手(被告)であったことが推定できる。本図では上市・下市の範囲と境界が詳細に表現され、その境界を挟んで上市側は「御札辻より上壱月式度市場并間数百三拾三間余上木戸迄」、下市側は「御札辻より下壱月四度市場并間数百拾壱間余下木戸迄」と、市立街区の総延長が街路上に記載される³⁵⁾。この表現は、前項で述べた熊谷の事例と共通であり、

本争論の争点が市立街区の範囲や境界にあったことを窺わせる。

さらに、本図には屋敷一筆ごとの間口も記載されるが、個々の間口の合計値は上市・下市の全体の長さとして記された値と一致しない(表5)。筆者が現地で測定したデータと比較すると、個々の屋敷間口の合計値よりも、街路上に表現された全体値のほうが現実に近いのである。このことは、本図において市立街区の範囲の提示が特に重要であったことを窺わせる。本図において、個々の間口は半間単位でしか記されないの、それを足し合わせて街区全体の長さを求めようとしても誤差が生じる。しかし、本図では特に市立街区の正確な総延長が必要であったため、改めて全

表5 小川における間口合計値と街区全体値(1735年)

		間数	メートル換算
間口 合計	北側	226.5間	446.1m
	南側	216.5間	426.4m
全体値		244間	480.6m
実測値		—	473.7m

※実測値は2005年3月29日に現地で測定
 1間=6尺5寸で計算した

体の長さを計測したと推測される³⁶⁾。なお、個々の屋敷間口は市場運上の徴収と関係して記載されたと推定できる³⁷⁾。また、後述する第2グループと比較して、市立街区の範囲・境界の表現を重視する第1グループでは市場全体が描かれることも注意しておきたい。

(2) 個々の売場を重視する市場争論絵図

a. 17世紀後期「室田宿絵図」

本図は主軸街路を中心にその両側に立ち並ぶ屋敷を描き、方位は南が上である³⁸⁾。他の市場争論絵図と異なり、それぞれの屋敷は絵画的に表現される。作者や宛先は記されない。作成年月も記載されないが、杉森が指摘するように表現内容は1670年(寛文10)の市場争論の内容を反映している³⁹⁾。

さて、1670年(寛文10)の市場争論の争点は、下室田内部の下町における石座(穀売場)の設置方法で、穀物という特定の売場をめぐる争いと言える。争点は下町の四兵衛という人物が穀商人差配権を有するか否かだが、結局、地頭所(旗本役所)からの目安により四兵衛を含めた5名を石座とすることで決着した。本図は、四兵衛を含む5名を石座として描くので、少なくとも、四兵衛の穀商人差配権を否定する訴訟人(原告)の主張を反映した絵図でない。つまり本図は、四兵衛側(被告)の主張、或いは決着段階での決定事項のいずれかを表現すると考えられる。だが、本図には杉森が指摘するように、1694~96年(元禄7~9)の領主区分に関する加筆があるので、後者の可能性が高いと考える⁴⁰⁾。また、本図は、市立街区の総延長の記載を伴わないなど、市立街区の表現は相対的に重視されない一方、街路上に商品ごとの出店場所が細かく描写される。

b. 1813年(文化10)「小川村市出入内済立会絵図」

本図は1813年(文化10)の市場争論で作成され、主軸街路を中心に町並が描かれる(図3)⁴¹⁾。

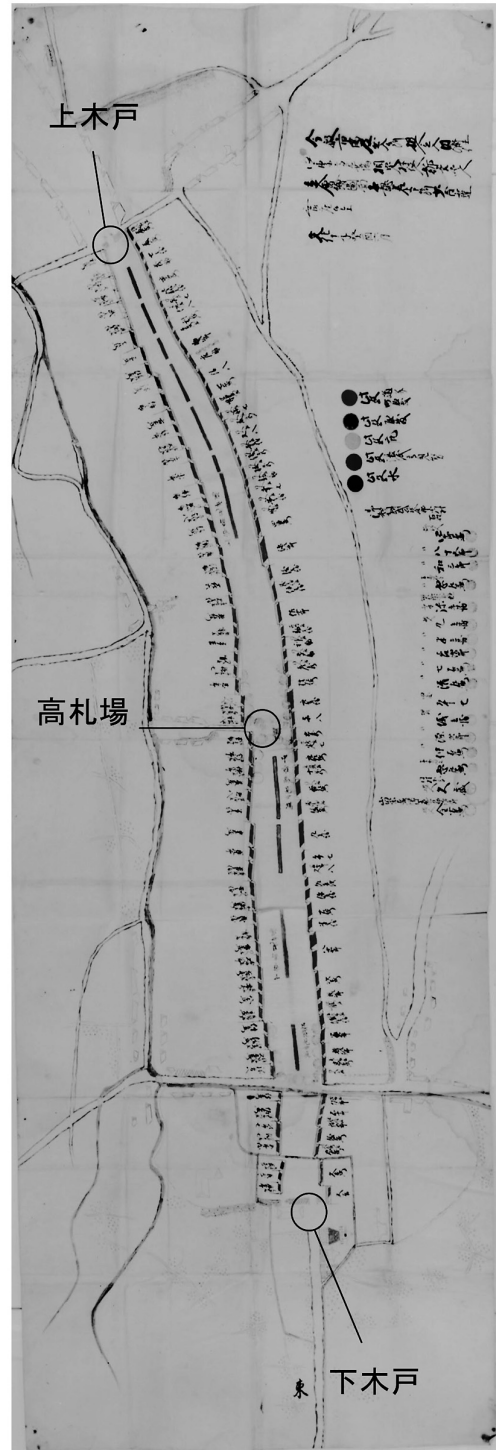


図3 1813年(文化10)「小川村市出入内済立会絵図」(No.8)

注：上木戸・下木戸・高札場の位置は筆者加筆。
小川町・笠間家文書。小川町教育委員会写真提供。

街路上には争点となった高見世が帯状に表現される⁴²⁾。裁判における訴答(原告・被告)双方と扱人(仲裁者)の連印がなされ、宛先は記されない。屋敷は町屋敷(赤)・屋敷(薄青)・畑請屋敷(無色)の3パターンに描き分けられる。このうち、畑請屋敷は、『小川町の歴史』が記すように、1668年(寛文8)の検地において畑であった土地がのちに屋敷化したものであろう⁴³⁾。町屋敷と屋敷は同検地では区別されていないが、杉森が示した上州下室田における市屋敷と屋敷の関係に類似したものと考えられる。下室田では、市屋敷の税率がその他の屋敷より高く、杉森はその理由として市屋敷の保有が市見世の差配権と連動することを指摘した⁴⁴⁾。小川でも、本絵図の作成と年代が近い1808年(文化5)の年貢割付状において、町屋敷の税率が相対的に高く設定され、また、町屋敷という呼称も下室田の市屋敷と近似的である⁴⁵⁾。それゆえ、小川の町屋敷も、市日における商人差配権と関係していたことが想定される。ただし、高見世の開設場所は、このような屋敷の類別と関係なく、畑請屋敷の前にも置かれている。これは、高見世が必ずしも個々の屋敷に差配権の帰属しない特殊な売場だからと言える⁴⁶⁾。

さて、本図の作成契機となった市場争論は、市場内の高見世という特定の売場の差配権をめぐる争い、すなわち、自らが由緒をもって市場全体の高見世の独占的差配権を主張する訴訟人(原告)4名と、その由緒を虚偽とする組頭親・弥兵衛との争いである。弥兵衛によれば、高見世とは縁台を用いた特殊な出店形態で、元来は4名の居宅前庭だけに出された。だが、近年、高見世を借りる商人の増加によって、空いている場所などにも高見世が差配されるようになったという。そして、それが進行して、他者の居宅前庭や中通まで拡大したため問題化したようである。その後、地頭所(旗本役所)での吟味ののち、訴訟人(原告)側の証拠が不十分として高見世

の独占的差配権を否定する裁決が下され、その裁決を踏まえつつ、扱人(調停者)立入で内済(示談)し、その際に作成されたのが本図である⁴⁷⁾。絵図自体の記載から、内済時の決定事項を表現した絵図と考えられ、領主に提出されるとともに当事者間でも保管されたと思われる。そのうちの1点が町内の旧家に残り、もう1点が埼玉県立文書館に収蔵されるものであろう。

本図は争点となった高見世の描写に特徴があり、市立街区の長さの記載はみられない。この争論では、市立街区の範囲が争われなかったため、市立街区の総延長を記載する必要に乏しく、当然、街区の測定を行う必要もなかったと推定できよう。

むしろ、本図や先に検討した「室田宿絵図」の表現上の特徴は問題となった出店場所に見出せる。この知見を踏まえ、次に第2グループの市場争論絵図のなかでも著しく異なる特徴を持つ「今市町上町絵図面」を検討する。

c. 1817年(文化14)頃「今市町上町絵図面」

本図は今市町のうち上町を中心に描かれ、主要街路の両側に屋敷が絵画的に表現される(図4)⁴⁸⁾。北を上を描かれ、作成者や宛先は記されない。彩色については、道が赤茶色、悪水が青色で描かれるほか、中町・上町・新宿という個別町がそれぞれ茶色・無色・焦茶色に色分けされる。「今市町上町絵図面」という表題は、一見して市場を主題とした絵図とはみえないが、その表現内容は1816年(文化13)における今市町内の市場争論を反映する。争論の原因は同年の盆市において、又左衛門と勘兵衛の地先に、通りの向かい側に居住する与右衛門と彦右衛門が商人を差配したことであった。つまり、本争論は又左衛門と勘兵衛の屋敷地先への商人差配権をめぐる争いであり、市立街区ではなく特定の出店場所をめぐる争いといえる。前述の下室田や小川と類似した位置づけができよう。だが、「室田宿絵図」や「小川村市出入内済立会絵図」

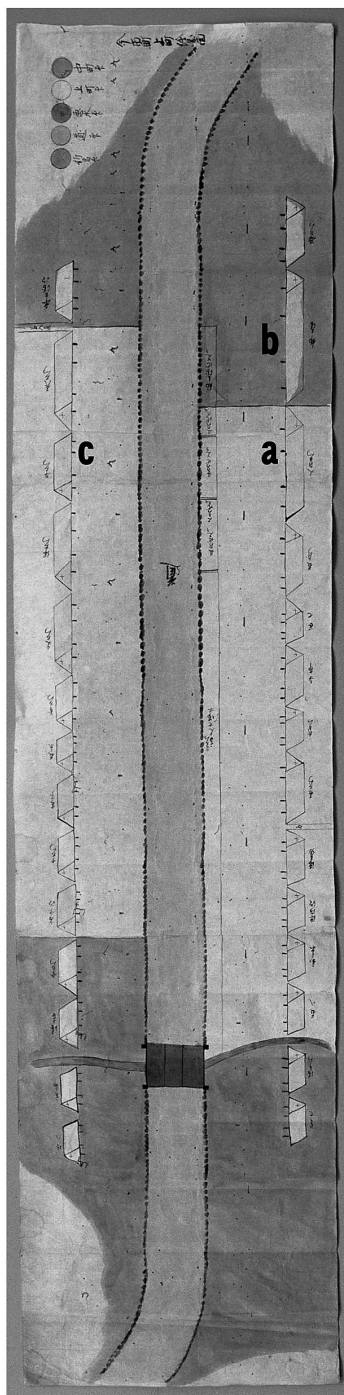


図4 1817年(文化14)頃「今市町上町絵図面」(No.9)

注：aは又左衛門，bは勘兵衛，cは与右衛門の屋敷をそれぞれ示す。
越生町・田島哲司氏所蔵。
写真は越生町教育委員会提供。

と異なり、本図は市場全体ではなく、係争地を中心とする一部の街区のみが描かれる。このことは、市場内の特定の売場が争われる場合、必ずしも市場全体を絵図に描く必要がなかったことを示唆する。

それでは、先にみた下室田や小川では、なぜ市場全体が絵図に表現されたのだろうか。まず、下室田の市場争論で問題となったのは下町の石座(穀売場)であり、係争地を示すだけなら下町の石座周辺のみ描写で十分とみえる。だが、関係史料をみると、係争地となった石座以外についても、この争論を契機に従来の出店場所を遵守することが確認されており、「室田宿絵図」ではこのことと関係して市場全体の商品ごとの出店場所が表現されたと考えられる。次に小川では、争点となった高見世の出店場所は市場全体に広がり、今市のように狭い範囲に限定されない。ゆえに、「小川村市出入内済立会絵図」でも市場全体が描かれた。このように、下室田や小川の市場争論では、問題が市場全体に及んでおり、それゆえに絵図にも市場全体が描かれたと考えられる。

他方、今市の市場争論では、係争地が非常に狭いだけでなく、それ以外の場所に問題が及ばなかった。「今市町上町絵図面」が係争地周辺のみを描いた理由はこの点に求められよう。

また、以上のような争論の内容以外に、絵図の作成目的が描写範囲と関係する可能性もあろう。すなわち、町内での利用が目的なら狭い範囲の係争地のみ描写で済みますが、領主提出用の絵図なら市場全体を描いた可能性である。町内の様子を詳しく知る者でなければNo.7から係争地を把握するのは困難と思われるからである。

IV. 市場内争論の展開と絵図作成

(1) 市立街区争論と売場争論

前章の検討から、①市立街区をめぐる争い

で作成された争論絵図は市立街区の範囲・境界の描写を重視する、②市立街区とは関係なく特定の売場が争われた場合、争論絵図は争点となった売場を詳細に描き、市立街区に関する描写が重視されない、ことが分かった。表2では①のような争論を「市立街区争論」、②のような争論を「売場争論」と整理した。市場内争論は、その内容から市立街区争論と売場争論に細分できると言えよう。市立街区争論の典型的なケースは、隣接街区の市日の侵害がもとで争論に発展したもので、伊藤のあげた1718年(享保3)の武州新町の市場争論はこの例である⁴⁹⁾。この争論は、町内の下宿の市日に中宿で出店したことで生じた。一方で、売場争論では市町内の市日巡回とは関係なく商品ごとの売場が争われた。Ⅲ.で取り上げた1670年(寛文10)の上州下室田や、1813年(文化10)の小川の市場争論は、典型的な売場争論と言える。

なお、絵図自体は発見されていないが、1794年(寛政6)の武州飯能における売場争論では審議中に2度にわたり争論絵図が作成されたことが文献史料に記録される⁵⁰⁾。この争論は、飯能六斎市のうち、下市の中見世の設置形態が主な争点であった。そして、往還の中央に設置される中見世の問題は、飯能村と久下分村との境界争いという側面も有した。飯能は両側町であったが、往還が村境となり北側が飯能村、南側が久下分村に帰属するという特異な形態を呈したからである。

立会絵図の作成は、原告・被告双方が訴状と返答書を提出した直後に指示され、翌1795年に提出された。本図は、表4では「飯能市出入立会絵図」(仮称)として整理した。その内容は、以下のように記録される⁵¹⁾。

一卯(筆者注:1795年)ノ三月廿三日、飯能久下分下宿町内両村之役人百姓代立会漸く墨引絵図出来申候、右者飯能村立家表柱より久下分村境迄間数を打、久下分村茂

立家之表柱より飯能村迄の間数を打、村境之石より石迄の間数記シ、真能寺村境七五三木之間二境石相見へ不申候ニ付此所不分明、尤飯能村清兵衛より久下分村常右衛門迄町幅拾貳間程、中宿上宿之儀者間数ニ不抱唯墨引絵図町形り斗二而、凡之事二御座候而出来候処

本史料から、本図が両村の村役人と百姓代の立会の下で作成され、村境には墨引が施されたことが知られる。また、両村の町家から村境までの間数が細かく記された。描写範囲には町全体が含まれたが、直接の係争地から外れる中宿や上宿では、境界線を墨引で表現するのみで細かい間数は記入されなかった。

その後、「飯能市出入立会絵図」を用いつつ、久留里藩役所での審議が進められたが、なかなか決着をみないまま争論は長期化した。そして、1805年(文化2)の暮れには、先年の麓絵図では分かりにくいとして、久留里藩の役人による分間絵図(測量図)の作成が行われた⁵²⁾。表4では、これを「飯能市出入見分絵図」(仮称)として整理した。こうして、1794年の飯能における売場争論では、訴訟の過程で複数の絵図が作成された。このような、訴訟過程と絵図との関係については後述したい⁵³⁾。

(2) 市場内争論における絵図作成

市場内争論は対象地域で22件確認でき、それと対応する争論絵図も5点みられる。5点の内訳は、市立街区争論が2点、売場争論が3点である。

市立街区争論に関しては、絵図を伴う争論と伴わない争論との相違点も窺える。すなわち、絵図を伴う1709年(宝永6)の熊谷の市場争論では、市立街区の境界が問題となった。だが、絵図を伴わない大部分の市立街区争論は隣接街区の市日違反の問題で、市立街区の境界は問題になっていない。つまり、市

立街区争論の場合、街区間の境界が問題となった場合に絵図の必要性が高まったと考えられる。

また、売場争論に関する争論絵図では、争点となった売場の表現が重視された。売場争論では、個々の売場を示す記録の必要性が高かったと想定できよう。1654年(承応3)の渋川の売場争論で作成された「渋川村市日商売物立様之覚」はそのような売場争論の性格を窺わせる事例である⁵⁴⁾。

上之町 二日 十七日
南かわ
一 小万物 座 太郎兵衛
一 あい物
一 茶 座 新之丞
一 あい物
一 紙 座 市左衛門
一 あい物
(後略)

この史料は、渋川六斎市の売場について、上之町・中之町・下之町という市立街区ごとに記載する。図的な表現を伴わない点で絵図とは区別されるが、商品ごとの売場を逐一記録する点は売場争論における絵図と共通する。

本史料は、1654年(承応3)の売場争論を契機として作成された⁵⁵⁾。安中代官という宛先および同日付の返答書の存在から、争論の途中段階で相手(被告)側の主張に基づいて作成され、証拠書類として領主に提出されたと考えられる。売場争論が作成契機となり、かつ売場争論に伴う絵図に表現内容が類似することから、「渋川村市日商売物立様之覚」の用途は市場争論絵図を代替するものと言えよう。

このように、売場争論では絵図を伴わない場合でも、別の様式で個別の売場が詳細に記録されることがあった⁵⁶⁾。ただし、渋川は、

研究対象地域で市場争論絵図の作成が確認できる以前に発生した争論で、以後の売場争論で個々の売場を示したい場合、いずれも絵図という表現形式がとられる。

なお、市立街区争論では、リスト形式で係争地が表現される例は確認できない。これは、市立街区争論に伴う絵図が、街区の総延長や境界の表現を重視することと関係するように思われる。街区の厳密な範囲や境界は、リスト形式よりも絵図に表現した方が理解しやすいからである。

(3) 市場争論絵図と訴訟制度

さて、争論絵図研究において、訴訟制度に照らした検討が重要であることを先に述べた。ここでは、以上で検討した市場争論絵図について、訴訟制度における位置づけを整理しておきたい。

まず、表4の市場争論絵図が、いずれも個別領主が審議した市場争論で作成されたことに注目したい。大國や鳴海が分析した境界争論絵図の多くは、領主の異なる村落間の争論で作成され、それらを裁定したのは京都町奉行や大坂町奉行など幕府評定所に代わる存在であった⁵⁷⁾。それと比較して、市場争論絵図が個別領主審議の過程で作成されることは、大きな特徴と言える。その要因として、絵図作成を必要とする争点(争点)が、複数支配にかかる市場争論ではあまり生じなかったことが考えられる。

市場争論絵図と支配関係との関係をみると、藩領が4点、旗本領が3点、幕領が2点である。また、藩領で作成された4点のうち、3点は上総久留里藩の飛地領である。飛地領では、城付領と比べて現地の状況把握が難しかったと考えられる。同様のことは、旗本領にも当てはまる。彼らは江戸に居住し、支配地の変転も多かった。絵図の点数が少なく、慎重に考える必要はあるが、領主が遠方に居を構え、係争地の状況把握が困難な場合

に、争論絵図の必要性が高まった可能性が考えられよう。1794年の飯能の売場争論で、久留里での審議の際に立会絵図が度々参照されたことは、そのような状況を窺わせる。

訴訟過程と争論絵図との関係については、大国や鳴海による詳細な検討がある。彼らは、争論絵図を訴訟過程に応じて、①自分絵図（訴状や返答書に付随）、②立会絵図（紛争当事者が立会で作製）、③論所見分絵図（立会絵図で決着せず地改役人が派遣され作成）、④裁許絵図（判決内容を記して公儀から下付）、の4つに整理した。ただし、論所見分絵図は、その性格上、在地に残ることは稀とされ⁵⁸⁾、これに該当するとみられる「飯能市出入見分絵図」も、絵図本体の現存は確認できない。また、裁許絵図に該当するものもみられなかった（表2）。

個々の絵図をみると、まず「小川村市出入絵図」と「本宿・市野葦市出入絵図」は、自分絵図と考えられる。前者が自分絵図と考えられる理由は、連印者が訴訟人(原告)に限られるからである。これは、原告・被告双方が連印する立会絵図や裁許絵図と異なる、自分絵図の特色と言える⁵⁹⁾。また、後者は、江戸の代官役宅での審議中に村最寄絵図の提出が指示され、原告・被告がそれぞれ作成したものである。訴訟人と相手が別々に作成した、自分絵図と位置づけられよう。

「飯能市出入立会絵図」、および「小川村市出入内済立会絵図」は、当事者が共同で作成した立会絵図である。小川では、立会絵図が内済(示談)内容を記録した史料として、当事者双方で保管された。また、飯能では、立会絵図が久留里藩役所での審議の際に使用された。本争論はその後、久留里藩の裁許で決着したが、裁許絵図の下付は確認できない。

18世紀以降の争論では、裁許決着の場合でも評定所が裁許状を発給するのではなく、当事者側が裁許請証文を提出する形式が一般的になる。これは、市場争論で裁許絵図の発給

例が確認できない理由の1つと言えよう。

以上は絵図本体への記載事項や、その関係史料から訴訟過程における位置づけが明らかな例だが、「室田宿絵図」や「宝永年中市場一件書類并見世割図面写」は、訴訟制度におけるその位置づけを画定するのが困難である。それは、両絵図とも署名・捺印がみられず、作成主体が不明なためである。そして、表現内容のみでも、前者は、被告の主張と決着内容のいずれを表現するのか判然としない。また、後者も、その表現内容は宿役人の主張、或いは決着内容のいずれとも捉えられる。この図では、上下の市の境界は高札場より下木戸側に位置し、境界付近の7名の屋敷は上市に帰属するように描かれるが、これは、宿役人側の主張や、および訴訟史料に表れるその後の決着内容の両方と一致するのである。なお、「今市町上町絵図面」も、絵図本体に署名がみられず、表現内容のみでも訴訟のどの段階で作成されたのか判然としない。

(4) 「浦和市高見世場絵図」の描写にみる争点

ここまで、市場争論の内容と争論絵図の表現との関係を検討した。これは、関連史料を伴わない市場争論絵図について、作成契機となった争論の性格を推定するのに役立つと期待される。その例として、1697年(元禄10)の「浦和市高見世場絵図」があげられる⁶⁰⁾。本図は巻物に仕立てられ、横に長い絵図である。南北走る中山道の両側に展開する町屋の1筆ごとに住人名と間口、伝馬役が記される。街道は朱色で着色され、東を上描かれる(図5)。本図が争論絵図と捉えられる理由として、絵図の末尾における「双方立合間数相改書付差上候」という記述があげられる。「双方立会」という記述は、争論において訴訟人(原告)と相手(被告)が共同で作成した立会絵図であることを示すからである。また、このことは、本図が訴訟制度との関係におい

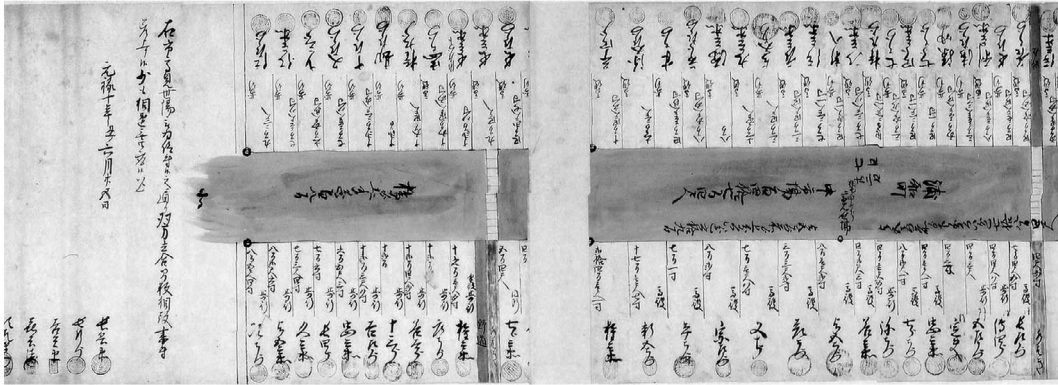


図5 1697年(元禄10)「浦和市高見世場絵図」部分 (No.2)

注：埼玉県立文書館所蔵・浦和宿本陣文書9。埼玉県立文書館提供。

て、立会絵図に該当することも意味する。

さて、本図の表現上の特色として、市立街区争論と売場争論における争論絵図の性格がともに反映されることは興味深い。すなわち、本図には「下市場百七拾間四尺」など、市立街区の総延長が街路上に記載され、市立街区争論における争論絵図の特徴を示す⁶¹⁾。一方で、街路上には「従是南打下り高見世場」などの売場の表現もなされる。これは、先にみた「小川村市出入内済立会絵図」とも類似する表現である。このように、本図は市立街区争論のみならず、売場争論における絵図の特徴をも有するのである。市場内争論にあっては、市立街区をめぐる問題と特定の売場をめぐる争いが同時に発生することが稀にみられる⁶²⁾。1697年(元禄10)の浦和宿における市場内争論も、そのような例に該当する可能性が指摘できよう。

なお、本図では個々の屋敷ごとに馬役・人足などの伝馬役に関わる記載がみられる。これは、中山道の宿場町としての特性を反映した内容と評価できる。対象地域では中山道の宿場町が市町の機能を兼ね備える例が多く、そこでは伝馬役の見返りに市開催権が認められていた⁶³⁾。本図で市場に関する事項と伝馬役負担とが併記されることは、このような伝

馬役と市開催との表裏的な関係を反映する。また、伝馬役の問題が本図の作成契機となった争論において重要な争点であった可能性も考えられよう⁶⁴⁾。

V. おわりに

本稿では江戸時代の市場争論絵図について、争論内容との関係に注目する立場から検討した。まず、市場争論は市場間争論・市場外争論・市場内争論に大別された。そして、市場争論絵図は市場間争論・市場外争論ではほとんどみられず、ほぼ市場内争論に限って作成された。これは、市場争論絵図が、個別領主が審議した争論に訴訟に限って作成されたことを表す。また、旗本領や飛地領における市場争論絵図の作成は、領主による町場把握のあり方と関連する可能性も指摘できる。次に、市場内争論の中で、いかなる場合に市場争論絵図が作成されるのか検討した。その結果、市立街区争論のうち境界が問題になった場合、および売場争論において市場争論絵図が作成されることが明らかになった。

以上を前提に、市場争論の争点と絵図の表現内容との関係を見ると、まず、市立街区争論における絵図では、市立街区の長さや境界の表現が重視され、市立街区の長さが実際に

測定される場合もみられた。また、売場争論における絵図では、係争地となった売場の描写が特徴で、係争地を中心とした市場内の狭い範囲のみが描かれる場合もあった。

このような市場争論と争論絵図との関係は、隣接地域でもみられる。例えば、伊藤裕久や多和田雅保が取り上げた1754年(宝暦4)の信州小布施における市場争論絵図は、街道の両側に展開する町並と個々の屋敷主が描かれ、商品ごとの売場が街路上と屋敷内の両方に示される。そして、上町・中町・下町の3街区で開催される小布施六斎市のうち、絵図には上町と中町のみが描かれ、下町は描かれない⁶⁵⁾。これは、売場争論における争論絵図の特徴と言えるが、実際、この争論は薪売場をめぐる売場争論であることが確認できる。

さて、市場争論絵図は定期市の取扱商品や売場の設置方法を窺わせる史料として先行研究でも注目されてきた。したがって、市場争論絵図の性格を検討し、史料的な位置づけを行った本稿の分析は、市場研究においても一定の意義を有すると考える。今後は、市場争論絵図の性格を踏まえつつ、市場の空間構造について理解を深めたい。また、従来の訴訟制度における位置づけに加えて、争論絵図の表現内容や、絵図を伴わない争論にも着目する本稿の視点は、水論絵図など他の争論絵図を検討する際にも一定の指針になり得ると筆者は考える。その具体的な検証を行うことも筆者の今後の課題としたい。

(大阪大学文学研究科・院生)

〔付記〕

本稿作成にあたり、小川町教育委員会町史編さん室をはじめ、史料を収蔵する諸機関にお世話になりました。また、絵図を所蔵する笠間澄子氏には閲覧のご配慮を賜りました。ここに記して厚く御礼申し上げます。なお、本稿の作成には平成17年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費・課題番号16・8290)の一部を使用し、その骨子は2005年7月の歴史地理学会大会(奈

良大学)で報告した。

〔注〕

- 1) 小早川欣吾『近世民事訴訟制度の研究』、有斐閣、1957、459～508頁。
- 2) ①大国正美「近世境界争論における絵図と絵師—地域社会の慣習秩序の展開にみる権力と民衆—」(朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』、思文閣出版、1995) 53～76頁。②杉本史子「絵図に表された近世—その一 裁判と絵図—」、神戸大学史学年報7、1992、1～24頁(のち杉本史子『領域支配の展開と近世』、山川出版社、1999、124～150頁に所載)。③宮原一郎「近世前期の争論絵図と裁許—関東地域における山論・野論を中心に—」、徳川林政史研究所研究紀要37、2003、31～60頁。なお、上原は裁許絵図に関する近年の研究動向について、研究分野別に詳細な整理を行っている。④上原秀明「裁許絵図の基礎的研究—専修大学図書館蔵『石井良助文庫』から—」、専修人文論集81、2007、1～52頁。
- 3) 立会絵図・裁許絵図もその分類のなかに含まれる。①前掲2) ①。②鳴海邦匡「近世山論絵図の定義と分類試論—北摂山地南麓を事例として—」、歴史地理学44-3、2002、1～21頁(のち、鳴海邦匡『近世日本の地図と測量—村と「廻り検地」—』、九州大学出版会、2007年に所載)。
- 4) 例えば、訴訟制度との関係から争論絵図を分類した大国や鳴海も、争論絵図の表現内容の差異には積極的に言及していない。
- 5) 大国は境界争論絵図を中心に分析することを明記し、鳴海が検討した山論絵図も境界の描写がひとつの特徴であることは確かである。
- 6) 前掲2) ③。
- 7) 前掲1) 459・508頁。
- 8) ただし、境界線墨引で裁定されるような水論が皆無とは限らず、今後、検討される必要があるだろう。
- 9) 近年では、宮原以外にも同様の視角から検討した成果がみられる。例えば、杉本史子「〔裁許〕と近世社会—口頭・文字・絵図—」

- (黒田日出男他編『地図と絵図の政治文化史』, 東京大学出版会, 2001), 185~267頁。
- 10) 例えば, 幕府評定所が担当した1686年の武州平野尾の野論では, 絵図の提出が遅れたため審議が中断されたが, これは, 評定所の役人が, 絵図がないと現地の様子を理解できなかったためである。落合功「近世前期村境争論の展開と裁許絵図作成—平野尾における村境争論を題材として—」, 関東地域史研究2, 2000, 55~75頁。
 - 11) ①矢嶋仁吉「関東西北部の溪口集落(関東西部山麓における溪口集落の研究第八報)」, 新地理4-3・4・5合併号, 1950, 57~71頁。②矢嶋仁吉「北関東における谷口集落の基礎構造—特に群馬県渋川町について—」, 地理学評論27-1, 1954, 10~19頁。③伊藤好一『近世在方市の構造』, 隣人社, 1967, 55~59頁。
 - 12) 矢嶋仁吉『集落地理学』, 古今書院, 1956, 251頁。
 - 13) 和泉清司「戦国期から近世初期における市の存在形態—上野国を中心に—」(地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』雄山閣出版, 1986), 175~206頁(のち, 和泉清司『近世の流通経済と経済思想』, 岩田書院, 1998, 21~59頁に所載)。
 - 14) ①岡村治「近世初頭の六斎市展開に関する試論—市庭の風景論—」, 千葉県史研究2, 1994, 42~49頁。②岡村治「寄居六斎市の構成—寛永期市定を史料に用いて—」, 歴史地理学調査報告6, 1994, 95~102頁。③岡村治『六斎市の成立と展開に関する歴史地理学的研究』, 1997, 筑波大学博士論文。④岡村治「近世市町の形成とその空間的特質」, 地球環境研究2, 2000, 70~77頁。⑤鯨井紀子「近世関東における市場と高見世—小川村市内済絵図を中心に—」, 歴史地理学45-3, 2003, 32~46頁。
 - 15) 杉森玲子「近世前期における市町の構造—上州下室田を事例として—」, 史学雑誌105-12, 1996, 1~40頁(のち, 杉森玲子『近世日本の商人と都市社会』, 東京大学出版会, 2006, 81~126頁に所載)。
 - 16) 矢守一彦「幕府へ提出の城下絵図について」, 待兼山論叢(日本学篇)13, 1980, 1~16頁。
 - 17) 例えば, ①奥田豊「『六斎市新市出入』文書」, 埼玉史談46-1, 2000, 41~44頁。②井上定幸「西上州における信州米市場をめぐる市立て紛争の展開—西牧領本宿村の天明五年「穀市立て訴訟記録」の紹介—」, ぐんま史料研究18, 2002, 1~26頁(のち, 井上定幸『近世の北関東と商品流通』, 岩田書院, 2004, 149~188頁に所載)。
 - 18) ①桑原正信『越後六斎市の研究』, 西ヶ原刊行会, 1943。②前掲11) ③。
 - 19) 前掲18) ①71~98頁。
 - 20) 江戸時代, 既存市町以外での市立は原則禁止だったので, 新規市立争論のほとんどは新市差止で決着している。「市ナキ町方, 新規二市立ル事堅ク停止也」(滝本誠一編『日本経済大典 第四十三巻』, 啓明社, 1930, 551頁)。なお, 定期市の再興や既存市町の市日増設も新市に準じる行為として扱われた。
 - 21) 例えば, 上州渋川で18世紀初期から幕末まで続いた市場争論は, 市場外の川原宿における取引が問題となったものである。(渋川市市誌編さん委員会編『渋川市誌第五巻歴史資料編近世』, 渋川市, 1989, 659~668頁)。
 - 22) ①伊藤好一「青梅市・新町市における市日紛争—近世在方市の機能の変化—」, 地方史研究8-3, 1958, 31~35頁。②伊藤好一「近世在方市における町場の成立—新町市における享保初年の町場争いについて—」, 地方史研究9-3, 1959, 13~19頁。いずれも, のち前掲11) ③に所載。
 - 23) 群馬県史編さん委員会編『群馬県史通史編5 近世2』, 群馬県, 1991, 524~534頁。
 - 24) 例えば, 筆者が前稿で検討した19世紀初頭の加茂・上条新町の市場外争論でも, 両町は景観的に一体化していた。渡邊英明「越後平野の市町の中心性と市場景観—雁木通りに注目して—」, 人文地理55-2, 2003, 65~80頁。
 - 25) もちろん, 市場間争論でも, 争論の当事者となった市町が同一領内ならば, 個別領主

- が審議を担う。また、井上定幸が検討した1785年の上州本宿・市野萱間の市場争論のような、幕領の同一代官所管轄域内における争論については、代官役所が審議を担った(前掲17)②)。さらに、丸山雍成が検討した1741年の浦和・蕨間の市場争論は道中奉行が審議を担ったが、これは中山道宿場町である浦和宿が当事者となったためである(丸山雍成『近世宿駅の基礎的研究第二』、吉川弘文館、1975、310～320頁)。
- 26) ただし、個別領主の審議で決着しない場合は、幕府評定所に持ち込まれることもある。なお、市場外争論で評定所審議が目立つ理由は、問題となった場所が他領にかかったり、当事者となった市町が相給だったりしたためである。
- 27) 「本宿村市野萱村市場出入御吟味中日記書留覚」、1785年、神戸金貴家文書1565。群馬県立博物館編『群馬県立文書館収蔵文書目録14』、群馬県立文書館、1996、123頁。なお、本史料は井上定幸による紹介がある。前掲17)②)。
- 28) 武藤直は新市許可の目安として、城下や既存市町から3里(約12km)以上離れていることをあげる。武藤直「我国近世末期における都市成立の基盤について」、史林48-3、1965、60～96頁。
- 29) なお、これらは争論絵図ではないので表4にはあげていない。①「(市場相立願)」、1734年、小川家文書P-1-2(小平市中央図書館編『古文書目録第八集 小川家文書目録下巻』、小平市中央図書館、1986)、629頁。②日高市史編集委員会・日高市教育委員会編『日高市史近世資料編』、日高市、1996、455頁。③埼玉県編『新編埼玉県史資料編16近世7』、埼玉県、1990、749頁。
- 30) 岡村は「関東地方の市町は大概、町並みを上中下に三区分しており、そして六斎市はその三つの町内の間で市立ての場所をローテーションしていた」と述べる。前掲14)①47頁。だが、2つの市立街区から構成される武州松山や、下町というひとつの個別町が中市・下市という2つの市立街区を包含する武州小川のような例もみられる。本稿ではそれゆえ、個別町と市立街区とを区別するが、個別町と市立街区とが一致する場合も多い。
- 31) 熊谷市立図書館蔵石川家旧蔵文書(野口泰助「宝永年間の熊谷の店並と市場(上)」、埼玉史談21-2、1974、21～28頁に所載)。
- 32) 埼玉県立文書館荒井(精)家文書。(小川町編『小川町の歴史絵図に見る小川町』、小川町、1998、41頁に所載)。
- 33) 三木一彦は、本図の作成と同時期(1736年)に、小川から南西約10kmにある大野村の出身者が小川で店借していた事例を示す。本図にみられる借家人の出身地が窺える例として興味深い。三木一彦「山間村落における信仰集団存立の地域的基盤—江戸時代の秩父郡大野村を事例として—」、歴史地理学40-2、1998、2～21頁。
- 34) 「高郷一件留」、1813年、東京大学法学部法制史資料室所蔵続武州比企郡大塚村書類訴訟下 甲2-1200(小川町編『小川町の歴史資料編5近世II』、小川町、2001、114頁に所載)。
- 35) この表現にみられるように、高札場より上では月2回、高札場より下では月4回市が開催され、小川町全体として月6回の六斎市となる。上町に比べて、下町は2倍の開催頻度となっていた点から、小川では市場に関して下町側が相対的に大きい権益を握っていたことが窺える。
- 36) なお、絵図自体は一定の縮尺に基づいて描かれておらず、間口6間半の屋敷と9間の屋敷が同じ規模で描かれたりする。
- 37) 伊藤は、18世紀中期の甲州上野原を例に、市場冥加金が間口単位で徴収されたことを指摘する。前掲11)③62頁。
- 38) 群馬県立文書館編『群馬県史収集複製資料目録第1集』、群馬県立文書館、1994、383頁。本稿では、榛名町立歴史民俗資料館の提供によるカラーコピーを利用した。
- 39) 前掲15)7頁。なお、この絵図の描写内容は杉森による詳細な検討があるので、本稿では詳細を略する。
- 40) 杉森によれば、この加筆は1694～96年の領主区分を反映するという。前掲15)7頁。

- 41) 小川町・笠間家蔵。前掲32) 138～139頁。
- 42) 岡村や鯨井はいずれも高見世という特徴的な出店形態を本図から読み取ることを主な目的とする。①前掲14) ④。②前掲14) ⑤。
- 43) 小川町編『小川町の歴史通史編上巻』, 小川町, 2003, 402～403頁。
- 44) 前掲15)。
- 45) 1808年(文化5)の年貢割付状における反当りの課税は、町屋敷が275文、屋敷が165文である。町屋敷の税率の方が67%も高い。「辰御年貢可納割付之事」, 1808年, 福島家文書(梅沢肇氏蔵) 82。本稿では小川町教育委員会所蔵のマイクロ版を利用した。なお、屋敷の呼称は下室田の「市屋敷」に対して小川は「町屋敷」と異なるが、「市」と「町」とは元来、同義語だったとされる。前掲23) 514頁。呼称に関しても両者の共通性は高い。
- 46) 渡邊英明「近世在方市における高見世の存在形態— 一九世紀初頭の武州小川を中心に—」, 史敏5, 2008, 95～112頁。
- 47) 評定所審議の争論では、裁許に至った場合は請証文の提出で決着するのが19世紀において一般的である。前掲9)。これに対し、旗本が扱った本件では内済の形がとられ興味深い。
- 48) 越生町・田島哲司氏所蔵。(越生町教育委員会編『越生の歴史Ⅱ〈近世〉』, 越生町, 1999, 口絵に所載)。
- 49) 前掲11) ③66～68頁。
- 50) 飯能市郷土館他編『市見世場一件出入 飯能村小能家文書翻刻その1』, 飯能市郷土館他, 2003。なお、尾崎泰弘は本史料を用いて飯能六斎市の構造を検討しているが、争論絵図への言及はみられない(尾崎泰弘「飯能縄市の成り立ちと見世空間」, 飯能市郷土館研究紀要4, 2008, 54～68頁)。
- 51) 前掲50) 21頁。
- 52) 前掲50) 132～134頁。
- 53) 飯能の事例や、Ⅱで検討した「本宿・市野萱市出入絵図」は、事前交渉や審議機関への旅程に至る、訴訟過程の詳細が記録されるなかで、絵図の作成が記されたものである。表3のほとんどの争論は、訴状や済口証文など、限られた訴訟史料しか残っておらず、実際には、さらに多くの争論で絵図が作成された可能性は、十分に考えられる。
- 54) 岸すみ江家文書「渋川村市日商売物立様之覚」(群馬県立文書館編『群馬県史収集複製資料目録第3集』, 群馬県立文書館, 1996, 5頁)。群馬県史編さん委員会編『群馬県史資料編13近世5』, 群馬県, 1985, 500～503頁に所載。
- 55) 杉森玲子「近世前期における在方市と商人」(都市史研究会編『年報都市史研究4 市と場』, 山川出版社, 1996), 17～31頁(のち、杉森玲子『近世日本の商人と都市社会』, 東京大学出版会, 127～154頁に所載)。
- 56) なお、岡村が検討した1631年の寄居における見世割帳は、商品名と屋敷主をリスト形式で記した史料である。前掲14) ②。これは、町内での売場規定であり、市場争論の関連史料ではない。だが、17世紀前期～中期の上州・武州において、複数の市町でこのようなリスト形式の史料が作成されたことには、注意する必要がある。
- 57) なお、同一領内で完結する境界争論で争論絵図が作成された事例も存在する。例えば、野積正吉が検討した石動山をめぐる一連の山論絵図は、加賀藩内で完結する山論で作成されたものである。野積正吉「石動山と周辺の村々の山論と論所絵図」(氷見市史編さん委員会『氷見市史8資料編六絵図・地図』, 氷見市, 2004), 331～348頁。
- 58) 前掲3) ②。
- 59) なお、鳴海はこのタイプの絵図を「証拠絵図」と呼ぶ。前掲3) ②。
- 60) 埼玉県立文書館蔵浦和宿本陣文書9(埼玉県編『新編埼玉県史資料編15近世6』, 埼玉県, 1984, 163-167頁・口絵に所載)。以下の文献に本図の解説がある。青木義脩「浦和宿・二七の市について」, 埼玉史談29-3, 1982, 12～19頁。
- 61) なお、間口や市立街区の総延長の数値は一定の縮尺として絵図の表現に反映されていない。
- 62) 対象地域からは外れるが、1695年の下総佐原で両方の問題が同時に発生したことが確

- 認できる。
- 63) 前掲25) 316～319頁。
- 64) こうした伝馬役記載の理解のためには宿場をめぐる争論における絵図を検討する必要がある。今後の課題としたい。
- 65) ①伊藤裕久「近世町屋の成立過程―市・宿

の展開と複合的居住―」（鈴木博之他編『シリーズ都市・建築・歴史5 近世都市の成立』、東京大学出版会、2005）、277～313頁。②多和田雅保「穀商人」（原直史編『身分的周縁と近世社会3 商いがむすぶ人々』、吉川弘文館、2007）、43～71頁。

Map Making for the Disputes concerning the Periodic Market in Kozuke and Musashi Provinces during the Edo Era

WATANABE Hideaki

In the Edo era, several types of maps were made in order to settle disputes. These kinds of maps were discussed mainly in the context of the litigation system. The current research, however, suggests exploring the relationship between the feature on the maps and the points being disputed. From this viewpoint, I analyze the maps for any disputes concerning the periodic market.

In the Kanto district, many disputes concerning the periodic markets broke out during the Edo era. These were divided into three categories: 1) disputes between the market towns, 2) disputes between the market town and the adjacent village, and 3) disputes within each market town.

The first two categories, while important, did not require the creation of many maps. The first category of disputes concerned the creation of new periodic markets and the change of the market days. In these disputes, the point of contention was obvious. The second category, disputes between the market town and adjacent village, were also obvious without the creation of specialized maps.

The third category was the disputes concerning the boundaries of the town blocks with their own rotating market day, or the arrangement of the stalls in each market town. Two types of maps were often made for these disputes. The boundaries and lengths of each of the town blocks, based on the location survey, were emphasized on the maps for the disputes concerning the boundaries. The names of the goods sold in each stall were emphasized on the maps concerning the arrangement of the stalls. These types of maps sometimes represented the small site of the market town, which directly concerned the disputes. These maps were made for a variety of purpose in the disputes: to show the allegation of the plaintiff or defendant, the subject of discussion, or the contents of the conclusion.

The relationship between the features on the maps and the point of dispute becomes a valuable viewpoint when discussing the maps.

Key words: map making, the Edo Era, the Kanto district, dispute, periodic market